

# 第6章 基本目標と目標達成への取り組み

第6章では、前章で設定した5つの望ましい環境像、及び、それらの全体的な達成のために必要となる「環境教育と協働のまちづくり」を加えた6つの分野ごとに、本市の地域特性や課題を踏まえて、基本的な目標と目標達成のための具体的な取り組みを示します。取り組み全体の体系は次のとおりです。

「南アルプス市総合計画」の望ましい将来像

## 人と自然が響き合う 新「文化」都市、南アルプス

望ましい  
環境像

### 1. 健康に暮らせる快適な生活環境のまち

基本目標	目標達成への取り組み
1) 清流を回復する	① 河川等への不法投棄の防止 ② 生活排水対策の推進 ③ 水質調査の実施 ④ 森林の公益的機能の保全
2) 公害を防止する	① 環境の状況の把握 ② 公害の防止
3) 環境美化活動を推進する	① 不法投棄の防止 ② 清掃、美化活動の推進

望ましい  
環境像

### 2. 生物多様性が確保され、人と自然が共生するまち

基本目標	目標達成への取り組み
1) 貴重な自然環境を守る	① 貴重な動植物の保護 ② 山岳環境保全のための規制、普及啓発 ③ 南アルプスのユネスコ世界自然遺産登録推進
2) 森林を守る	① 森林の公益的機能の保全、普及啓発 ② 林業の支援、森林資源の適正な管理
3) 自然と共生するまちをつくる	① 動植物の生息・生育環境の保全 ② エコロジカルネットワークの形成 ③ 南アルプスの日本ジオパーク登録推進 ④ 南アルプスのユネスコ・エコパーク登録推進

### 3. 身近な緑や水辺に恵まれた自然と触れ合えるまち

基本目標	目標達成への取り組み
1) 身近な緑を守る、増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 街路や河川の緑化推進</li> <li>② 公共施設や学校の緑化推進</li> <li>③ 住宅や工場、商店街の緑化推進</li> <li>④ 雑木林等の保全、活用</li> <li>⑤ 公園の整備、維持管理</li> </ul>
2) 親しめる水辺をつくる	① 親水空間の整備、水とのふれあいの機会の創出
3) 農の緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 優良農地の保全</li> <li>② 遊休農地の活用</li> <li>③ 農業の振興、担い手の育成</li> </ul>

### 4. 歴史的・文化的資源を保全し、自然と調和した景観づくりに取り組むまち

基本目標	目標達成への取り組み
1) 優れた山岳・自然景観や眺望景観を守り、まちづくりに活用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 南アルプスの風景遺産の厳正な保全、活用</li> <li>② 優れた眺望景観の保全、活用</li> </ul>
2) 里山・集落景観を守る、継承する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里山景観の保全、活用</li> <li>② 特徴的な集落景観の維持、継承</li> </ul>
3) 歴史的・文化的景観を守る、継承する	① 歴史的・文化的資源の保全、活用

## 5. 循環型社会・低炭素社会づくりが進むまち

基本目標	目標達成への取り組み
1) 循環型社会づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物の発生抑制</li> <li>② リユースの推進</li> <li>③ リサイクルの推進</li> <li>④ 廃棄物の適正処理</li> </ul>
2) 低炭素社会づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共施設での新エネルギーの率先導入</li> <li>② 水力、バイオマスエネルギーの利用</li> <li>③ 省エネルギーの推進</li> <li>④ 新エネルギー・省エネルギー等の普及拡大</li> <li>⑤ 交通のグリーン化</li> </ul>

## 6. 環境教育と協働のまちづくり

基本目標	目標達成への取り組み
1) 協働の取り組みを推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 協働によるまちづくりの普及、推進</li> <li>② 連携の輪づくり</li> </ul>
2) 環境教育・学習を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校における環境教育の推進</li> <li>② 環境情報・環境学習機会の提供</li> </ul>

## 第1節 健康に暮らせる快適な生活環境のまち

### 1. 清流を回復する

#### (1) 現況と課題

市内の河川では一部水質の環境基準を達成できていない箇所があり、河川や水路へのごみの投棄も散見されます。

市民のアンケート結果からは、10年前と比べて「川や水路のきれいさ」について「悪くなったと思う」と答えた人の割合は27.0%と、「農地の保全状況」に次いで高くなっています。また、児童・生徒アンケートからは、「環境を守り良くするために大事なこと」として、「きれいな空気や水を守っていくこと」が43.6%と2番目に高くなっています。

河川の水質の向上と、不法投棄の防止を推進する必要があります。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ① 河川等への不法投棄の防止

河川や水路の空き缶やごみについては、不法投棄監視パトロールによる回収や事業者、ボランティア団体、自治会などによる清掃活動などの取り組みを進めます。清掃を行う様子やきれいになった河川は、目にする人々の意識やモラルの向上に寄与します。また、より抜本的な対策としては、不法投棄自体を防止する必要があります。広報などを通じた啓発や、学校などでの環境教育を通じて、モラルの向上を図っていきます。

#### 【具体的事業】

##### ■市民による河川清掃の実施 《市民、環境課》

これまで各地区において定期的にクリーン作戦及びごみゼロ等の活動が実施されてきました。今後も市民やボランティア団体の協力をいただき、河川・水路等に不法投棄されるごみの収集活動を推進します。

##### ■広報等による啓発 《環境課》

広報紙等を活用し不法投棄の防止を呼びかけます。

##### ■学校・家庭での環境教育の実施 《市民、教育委員会》

ごみのポイ捨て等をしないよう、学校や家庭でモラルの醸成を図ります。

##### ② 生活排水対策の推進

水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活

排水が全体の約7割を占めると言われています。

本市では、公共下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設などの普及により生活排水処理対策を進めています。

本市の生活排水クリーン処理率（生活排水が処理施設により処理される割合）は、平成21年3月現在、55.7%となっており、県全体の平均（74.8%）を大きく下回っています。また、市内河川の水質の向上に対する市民の要望は強く、処理率の向上を図る必要があります。

#### 【 具体的事業 】

##### ■公共下水道事業の推進 《下水道課》

「釜無川流域関連南アルプス市公共下水道計画」に基づき、公共下水道の普及を進めます。

##### ■浄化槽の普及促進 《環境課》

浄化槽の普及を促進するため、設置への支援を行います。

##### ■農業集落排水処理 《下水道課》

芦安地区の生活排水の処理施設の維持管理を行います。

#### ③水質調査の実施

市内の河川等の水質を経年的に把握し、水質保全対策に役立てます。また、児童等が参加する水生生物による水質調査を実施します。

#### 【 具体的事業 】

##### ■公共用水域・地下水の水質測定 《環境課》

市内の河川及び井戸について、BOD値等を測定し、その経年変化を観測します。調査結果は水質保全対策推進に役立てます。

##### ■水生生物による水質調査の実施《教育委員会》

県は、児童等の参加を得て、河川に住むさまざまな生物（カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物）の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業を実施しています。児童等のこの事業への積極的な参加を促し、河川生態系と清流の確保に関する環境教育を進めます。

■表 6-1 水質階級と指標生物の関係

水質階級	種類数	指 標 生 物
水質階級Ⅰ	9種類	アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、ヘビトンボ、ヤカトビケラ
水質階級Ⅱ	9種類	イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ、スジエビ、ヒラタドROMシ、ヤマトシジミ
水質階級Ⅲ	7種類	イソコツブムシ、タイコウチ、タニシ、ニホンドロンコエビ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ
水質階級Ⅳ	5種類	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、セスジユスリカ、チョウバエ

水質階級	川の水のよごれ
水質階級Ⅰ	きれいな水
水質階級Ⅱ	少し汚れた水
水質階級Ⅲ	汚れた水
水質階級Ⅳ	大変汚れた水

出典：環境省

#### ④森林の公益的機能の保全

豊かな森林は、その土壌に水を蓄え、浄化する機能を有しています。清らかな水を確保するためにはその上流の森林が保全される必要があります。豊かな生態系の基盤としてばかりでなく、下流の河川等の水質の確保対策としても森林の保全を位置づけていきます。

## 2. 公害を防止する

### (1) 現況と課題

本市の公害苦情としては、悪臭、騒音、大気汚染、水質汚濁に関するものが多くなっています。また、市民アンケート結果からは、生活・都市環境分野での重点的に進める施策として、「大気汚染、地下水汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」が「ポイ捨てや不法投棄の防止対策」に次いで、2番目に位置づけられています。

水質等の環境の状況については、毎年、調査が行われていますが、環境汚染の実態把握は今後も継続して実施していくことが必要です。また、公害苦情への対応のほか、法や条例等に基づき、各種工場、事業所に対して必要な規制、指導を行っていくことが求められます。

### (2) 目標達成への取り組み

#### ①環境の状況の把握

適切な環境保全施策を実施するため、公害の発生状況等の実態把握に努め、原因の究明と是正を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ■工場、事業所等に対する監視 《環境課》

工場、事業所等の排気、排水の状況あるいは騒音・振動等について立入調査等を実施し、規制基準を超過している等のケースについては県と協力し是正指導を行います。

##### ■公共用水域・地下水の水質測定（再掲）《環境課》

市内の河川及び井戸について、汚染物質の濃度等を測定し、その経年変化を観測します。水質の悪化や、汚染物質の検出・増加が見られる場合は、原因の究明と是正を図ります。

##### ■公害の苦情への対応 《環境課》

環境汚染の状況や発生原因を調査し、原因者への指導を行います。

#### ②公害の防止

良好な生活環境を保全するため監視、指導等の施策を実施するほか、市民・事業者・行政が連携した取り組みを進めます。

## 【 具体的事業 】

### ■工場、事業所等に対する指導 《環境課》

工場、事業所に対して、公害防止に関する各種規制基準の遵守を県と連携して指導していきます。

### ■公害防止協定の締結 《事業者、環境課》

本市では現在八つの企業と公害防止協定を締結しています。これらの協定に基づいて公害を防止し、地域住民の健康と生活環境の保全を図っていきます。また、必要と認められる場合には、新規の協定を締結していきます。

### ■公害苦情への対応（再掲）《市民、事業者、環境課》

発生原因を究明し、原因者への指導を行います。また、近隣の生活環境保全に配慮した生活や事業活動に関する啓発を行います。

### ■アスベスト飛散防止 《事業者、建築住宅課》

建築物のアスベスト除去を行う事業者に対し、支援します。

## 3. 環境美化活動を推進する

### （1）現況と課題

市民アンケート及び児童・生徒アンケートでは、「まちのきれいさ（ごみの少なさ）」、「道路などにごみがなくきれい」といった項目については、肯定的な意見が見られます。しかし、「生活・都市環境分野」で重点的に取り組む施策としては、「ポイ捨てや不法投棄の防止対策」が最も多くの市民から選択されています。

本市では、通学路や登山道のごみ拾いをする小・中学校や行政と協働で花壇づくりに取り組む地区があります。行政による不法投棄対策等に加え、こうした市民の自主的な取り組みをさらに充実させていく必要があります。

### （2）目標達成への取り組み

#### ①不法投棄の防止

市内の不法投棄については、山間部、河川、空き地等を中心に多発しており、職員による監視や市民からの情報等により投棄物の撤去処理を行っています。

また、平成21年11月からは、緊急雇用創出事業・ふるさと環境美化事業により、

10名を臨時職員として雇用し対応しています。

今後は、県や警察など関係機関との連携強化を図るとともに、パトロールの強化、不法投棄防止のための啓発・指導に取り組みます。

#### 【 具体的事業 】

##### ■不法投棄監視員の設置 《環境課》

監視員及び職員によるパトロールを継続して実施するとともに、より有効な方法や体制の確立を図ります。

##### ■監視体制の強化 《市民、環境課》

県や警察や地域住民と連携し、監視体制の強化に努めていきます。

##### ■地区環境美化員の設置 《市民、環境課》

地域の環境リーダーとして各地区に環境美化員が設置されています。今後も継続し、不法投棄の監視、自治会でのごみの分別排出指導等にあたります。

##### ■不法投棄防止に関する普及・啓発 《市民、環境課》

不法投棄防止看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。また、広報、CATV、ホームページを活用し普及・啓発を図ります。

#### ②清掃、美化活動の推進

現在、自治会やNPO、ボランティア団体あるいは小中学生などにより、さまざまな形で清掃、美化活動が行われています。今後、こうした取り組みがさらに拡大するよう、一人ひとりの活動や団体相互の取り組みのネットワーク化を図ります。

#### 【 具体的事業 】

##### ■市民活動センターの運営 《市民活動センター》

ボランティア団体やNPOの拠点として、情報の提供、相談、コーディネート、活動の場の提供等を行います。

##### ■地域清掃活動の実施 《市民、事業者、環境課》

河川清掃等の一斉清掃活動を実施します。

■アダプトプログラム<sup>28</sup>の推進 《市民、環境課》

現在、白根地区14団体、櫛形地区2団体、甲西地区1団体が地域の公園、道路、河川などを地域住民自らの手で美化する活動を実施しています。今後は、参加団体の増加を図りつつプログラムの拡大を進めます。

■協働によるまちづくりの推進 《市民、みんなでまちづくり推進課》

市民と行政の協働による風景づくり、花壇づくり、植栽の維持管理等を進めます。

【各主体の役割】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川へのポイ捨て等ごみの投棄をしないようにします。</li> <li>・ 子どもへのモラル教育に努めます。</li> <li>・ 油を流さないなどの日常的な心がけに努めます。</li> <li>・ 下水道接続を進めます。</li> <li>・ 浄化槽については適正な管理を行います。</li> <li>・ 近隣の生活環境の保全に配慮した生活に努めます。</li> <li>・ 市が実施する清掃活動や地域や団体が取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水の環境負荷（化学物質、農薬、雑排水等）の低減に取り組みます。</li> <li>・ 浄化槽の適正な管理を行います。</li> <li>・ 各種規制基準を遵守します。</li> <li>・ 近隣の生活環境の保全に配慮した事業活動に努めます。</li> <li>・ 市が実施する清掃活動や地域で取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モラル向上のための啓発活動を進めます。</li> <li>・ 生活排水クリーン処理率の向上を図ります。</li> <li>・ 水質汚濁防止に関する普及啓発を行います。</li> <li>・ 河川や地下水の水質調査を実施します。</li> <li>・ 公害の監視・指導を行います。</li> <li>・ 法令等に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止のための助言などを行います。</li> <li>・ 市民や事業者が参加しやすい美化活動の機会を計画します。</li> <li>・ 市民や事業者の活動をサポートします。</li> </ul>

28 アダプトプログラム：市民等と行政が協働で進める地域の美化活動の一形態。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

【環境指標】

項目	現在値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
生活排水クリーン処理率	55.7%	73.7%	86.9%
平均BOD値が2mg/l以下の河川の割合	76%	80%以上	84%以上
地域美化活動参加者数	16,482人	19,107人	26,614人
アダプトプログラム参加団体数	17団体	27団体	39団体



花壇づくりに取り組む市民

## 第2節 生物多様性が確保され、人と自然が共生するまち

### 1. 貴重な自然環境を守る

#### (1) 現況と課題

南アルプス山脈には、ライチョウ、ニホンカモシカ、イヌワシ等の希少動物が生息しています。植物も豊富で固有種が多く分布していますが、高山植物や櫛形山のアヤメ群落は自然環境の変化や動物による食害で減少・縮小しています。

南アルプスの自然は本市にとってかけがえのない財産であり、厳正に保護し後世に伝えて行かなくてはなりません。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ① 貴重な動植物の保護

南アルプスの動植物については自然公園法等の適用により保護していくほか、登山者等への啓発活動を実施します。高山植物やアヤメ群落については、ネット等の設置による保護と同時に植生調査を実施し、原因の究明と効果的な対策の実施を図ります。

#### 【 具体的事業 】

##### ■ 櫛形山アヤメ群落の保護 《みどり自然課》

群落を保護するためのネットを設置し、アヤメの再生に向けた活動を進めます。ニホンジカ、イノシシなどについては、国や県とともに適正個体数の維持を図ります。

##### ■ 登山者等への啓発活動の実施 《市民、みどり自然課》

NPOによる登山教室、自然観察会などを通じ、野生動植物の生息・生育状況や自然保護の重要性について、登山者等に啓発します。

##### ② 山岳環境保全のための規制、普及啓発

本市の山間地のほとんどが、南アルプス国立公園と県立南アルプス巨摩自然公園に指定されています。自然公園法や山梨県立自然公園条例に基づき、自然環境の保全を図っていくほか、マイカー規制や、登山者等への環境教育を実施します。

## 【 具体的事業 】

### ■マイカー規制の実施 《観光商工課》

南アルプス山岳交通適正化協議会が行うマイカー規制の経費の一部を負担するほか、起点となる芦安温泉ロッジ周辺の整備を図ります。

### ■南アルプス芦安山岳館の運営 《市民、商工観光課》

南アルプス芦安山岳館は山岳文化の発掘と研究・継承、自然保護や安全登山の普及、山を仲立ちとしたさまざまな交流の実現を目的として建設され、現在、NPOにより運営されています。各種の企画や展示により、市民や登山者等の来訪者に、南アルプスの自然、高山植物の状況や自然保護の重要性について啓発します。

### ■登山者等への啓発活動の実施（再掲）《市民、みどり自然課》

NPOによる登山教室、自然観察会などを通じ、野生動植物の生息・生育状況や自然保護の重要性について、登山者等に啓発します。

### ■山小屋を拠点とした自然保護活動の実施 《市民、観光商工課》

南アルプスに設置されている山小屋は安全な登山と自然保護の拠点となっています。登山者への普及啓発と野生動植物の保護活動に取り組みます。

## ③南アルプスのユネスコ世界自然遺産登録推進

南アルプスの世界自然遺産登録に向けては、3県10市町村が推進協議会に参加し、連携・協力体制を構築しています。今後は、詳細な学術調査を実施して、登録基準に沿った普遍的価値の証明に取り組みます。

## 【 具体的事業 】

### ■南アルプス世界自然遺産登録推進協議会への参画 《みどり自然課》

同協議会のほか、県内3市1町による山梨県連絡協議会が形成されており、関係自治体等が連携を深めつつ、南アルプス山系の学術的価値の証明に取り組みます。

## 2. 森林を守る

### (1) 現況と課題

本市では、山岳部を中心に広大な森林が広がっています。しかし、手入れが行き届かず荒れた森林や松食い虫の被害を受けている場所も見られます。

事業者アンケートでは、自然環境分野の重点的な施策として、「森林の保全・整備」が2番目に位置づけられています。

森林は様々な公益的機能をもっており、私たちの生活を守る基盤として、保全していく必要があります。

### (2) 目標達成への取り組み

#### ①森林の公益的機能の保全、普及啓発

森林は、木材の生産、水源涵養、土砂流出防止、二酸化炭素吸収などさまざまな公益的機能を有しています。県では、県内の森林の多面的機能の評価額を9,224億円（年間）と試算しています。

開発等の規制や適切な管理により、健康な森林の保全・育成を図るほか、普段気づきにくい森林の価値について普及・啓発を行い、理解の深化を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ■森林法等による規制 《農林振興課》

本市の都市計画区域外の森林の多くは保安林に指定されています。国や県と連携し、開発等の規制を行います。

##### ■森林のレクリエーション活用の推進 《農林振興課、教育委員会》

南アルプス前衛の櫛形山、甘利山等には遊歩道が設置されており、県民の癒しの場所になっています。安全に、より多くの人々が散策を楽しめるよう、遊歩道の整備・維持管理を行います。

##### ■森林の公益的機能に関する普及啓発 《教育委員会》

環境教育の一環として、森林生態系や森林の果たす役割について、学校の授業等で取り上げます。

## ②林業の支援、森林資源の適正な管理

小規模・分散的な所有形態の私有林等においては、事業地の団地化による施業の集約化が効率性と採算性の向上のためには不可欠です。集約化の取り組みを進めるとともに、恩賜県有財産となっている森林については、保護財産区管理会が運営を行います。

### 【 具体的事業 】

#### ■林業の集約化 《市民、事業者、農林振興課》

効率的な森林整備に不可欠な施業の集約化を進めるため、森林の現況調査や所有境界の明確化などに取り組みます。

#### ■恩賜県有財産保護財産区管理会の運営 《市民、事業者、農林振興課》

恩賜林の保護育成に向け、計画的な整備を実施します。

#### ■森林資源の適正な管理 《農林振興課》

被害が高地に広がり始めている松食い虫については、森林組合等と連携し駆除していきます。

## 3. 自然と共生するまちをつくる

### (1) 現況と課題

本市は、山岳部を中心に多くの部分が鳥獣保護区や休猟区に指定されています。また、南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園の区域内では、開発行為や動植物の採取・捕獲等に対して規制が適用されています。山岳部には豊かな自然が残っており、アンケートの結果からも「自然や緑の豊かさ」については、満足度が高くなっています。しかし、市街地の緑はけっして多い方ではなく、人々の身近なところで生物の生育環境を守り、人と自然が共生するまちづくりを進めていく必要があります。

### (2) 目標達成への取り組み

#### ①動植物の生息・生育環境の保全

貴重な自然の残る本市の山岳環境については、法に基づく規制を行っていくほか、自然保護の重要性について普及啓発を継続していく必要があります。また、施設整備にあたっては生態系に配慮した工法を用いる等、身近なところでの生物多様性の確保を図ります。

## 【 具体的事業 】

### ■自然保護の推進 《みどり自然課》

国立公園、県立公園などにおける規制等に国や県と連携して取り組むほか、野生動植物の保護や調査並びに自然保護に関する普及啓発を実施します。

### ■生態系に配慮した施設整備 《道路整備課、都市計画課》

道路や河川・水路等の施設整備にあたっては、多自然型工法等の生態系に配慮した整備を促進します。

## ②エコロジカルネットワーク<sup>29</sup>の形成

生物の多様性を確保するためには、なるべく大きな固まりとしての生息空間があることが必要です。また、例え小さな空間であっても、それらが繋がることで生息する生物種が増えることが知られています。市街地等の身近なところにも緑を増やし、それらが繋がりを持つよう工夫します。

## 【 具体的事業 】

### ■道路・河川・公園等の緑化、ネットワークの形成 《道路整備課、都市計画課》

道路や河川、公園の緑化を進め、緑のネットワークの骨格の形成を図ります。また、その際、居住地域、里山、山間部及び水系の繋がり確保に配慮します。

### ■住宅、工場等の緑化の推進 《市民、事業者、みどり自然課》

屋敷林の育成や生垣の設置、工場敷地の緑化に努めます。

## ③南アルプスの日本ジオパーク登録推進

ジオパークは科学的に貴重で特色ある地質財産を複数含んだ一種の自然公園です。すでに長野県側は、「南アルプスジオパーク（中央構造線エリア）」として指定されており、今後は3県で世界ジオパークに指定されることを目指します。

29 エコロジカルネットワーク：分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする構想のことであり、その実践活動のことでもある。

## 【 具体的事業 】

## ■ジオパーク登録推進《みどり自然課》

ジオパーク登録に向け、周辺市町村や国、県と協力しつつ、申請方法や登録要件などについて調査を進めます。

## ④南アルプスのユネスコ・エコパーク登録推進

ユネスコ・エコパーク（生物圏保存地域）はユネスコの計画に基づき指定される保護地域です。登録により自然との共生の取り組みや地域振興の推進に繋がり、また、世界遺産へのステップともなると考えられます。

## 【 具体的事業 】

## ■ユネスコ・エコパーク登録推進《みどり自然課》

ユネスコ・エコパーク登録に向け、周辺市町村や国、県と協力しつつ、申請方法や登録要件などについて調査を進めます。

## 【 各主体の役割 】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や生態系への理解を深めます。</li> <li>・ 自然公園法等の規制を遵守し、いたずらに動植物の捕獲や採取を行なわないようにします。</li> <li>・ 自然とのふれあいを大切にします。</li> <li>・ 住宅敷地の緑化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や生態系への理解を深めます。</li> <li>・ 敷地の緑化に努めます。</li> <li>・ 林業の集約化、施業の効率化を図ります。</li> <li>・ 開発行為等の事業活動にあたっては、環境への影響を最小化するように配慮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法等に基づき、自然環境の保全にあたります。</li> <li>・ 道路、河川、公園等の緑化をその繋がりに配慮しつつ進めます。</li> <li>・ 生垣や花壇の設置を支援します。</li> <li>・ 庁舎敷地等の緑化を行います。</li> <li>・ ユネスコの制度や自然環境に関する調査研究を進め、世界自然遺産登録に向けた準備を行います。また、広報等により普及啓発を行います。</li> <li>・ 開発行為等の事業活動にあたっては、環境への影響を最小化するように配慮します。</li> </ul>

【環境指標】

項目	現在値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
森林面積の割合	73.2%	73.2%	73.2%
松食い虫防除	500㎡	中尾山周辺等実施	管内エリア完了
ユネスコ世界自然遺産登録	—	—	登録
日本ジオパーク登録	—	登録	—
ユネスコ・エコパーク登録	—	登録	—



上空から見た南アルプス市

## 第3節 身近な緑や水辺に恵まれた自然と触れ合えるまち

### 1. 身近な緑を守る、増やす

#### (1) 現況と課題

本市には、様々な公園があるほか、御勅使川や釜無川等の河川敷も人々の憩いの場所となっています。また、果樹を中心とする畑地や水田は、四季とともに変化し市民の目を潤しています。

しかし、市街地の中の緑地はあまり多くなく、児童・生徒アンケートでは、「公園など遊ぶ場所が広くて安全」について43.1%が「全くそう思わない」あるいは「あまりそう思わない」としています。

既存公園の拡大・充実、新規公園の整備を進めつつ、防犯や防災の視点からの維持・管理、整備も必要です。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ① 街路や河川の緑化推進

アルプス通りや滝沢川・秋山川など主要な道路や河川などについて、良好なまちなみ景観形成、緑豊かなうるおいのあるまちづくり促進のための骨格として維持、整備していきます。

#### 【 具体的事業 】

##### ■道路の緑化 《道路整備課、都市計画課》

緑化可能な幅員を持つ都市計画道路等の幹線道路や主要な生活道路の整備にあたっては景観性に配慮しつつ、在来種を中心とした街路樹等による道路緑化を進めます。

##### ■河川の緑化 《道路整備課、都市計画課》

河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めます。

##### ② 公共施設や学校の緑化推進

市役所や文化施設、福祉施設、スポーツ施設、公民館、学校など公共施設の緑化を進めます。

## 【 具体的事業 】

### ■主要な公共施設の緑化 《みどり自然課、管財契約課など》

多くの人々が利用する市役所、窓口サービスセンターを始め文化施設、福祉施設等について、まちなみ景観の向上のため、緑化を進めます。

### ■学校の緑化 《教育委員会、みどり自然課》

学校敷地内の花木の植え付け、植樹など、児童等を巻き込んだ活動を広げます。

## ③ 住宅や工場、商店街の緑化推進

比較的緑の少ない住宅地や商店街について、屋敷林の保全・育成や生垣・花壇の設置、あるいは工場敷地の緑化等を進める必要があります。市内には自主的に花植えを行い市民の目を楽しませている企業もあり、こうした取り組みの普及が求められます。

## 【 具体的事業 】

### ■住宅地の緑化 《市民、みどり自然課》

花壇・生垣の設置に助成を行います。また、住宅敷地の緑化を進め、潤いのある居住空間の形成に努めます。

### ■工場・事業所等の緑化 《事業者》

敷地内緑化を促進するとともに、自主的な花植えなど緑化活動に努めます。

### ■商店街の緑化 《市民、事業者》

南アルプス市商工会では、商店街の緑化推進事業に取り組んでいます。今後も毎年春と秋に商店街において花壇づくり等を実施し、緑豊かな美しい街並みの形成を図ります。

## ④ 雑木林等の保全、活用

市内の河川沿いや里山区域にはまとまった樹林地が残っています。山岳地帯と市街地を結ぶ緑として、あるいは市民の憩いの場所、子ども達の遊び場所として、このような樹林地の保全と活用を図ります。

## 【 具体的事業 】

### ■雑木林等の緑地利用の促進 《市民、みどり自然課、都市計画課》

市街地や集落地に分布するまとまった樹林地については、「市民緑地制度」<sup>30</sup>の活用を図ります。また、里山地域や河川沿いの雑木林の管理に努めます。

### ⑤ 公園の整備、維持管理

本市では、都市公園以外にも小公園や広場が多くあり比較的充実しています。安全・安心に公園を利用できるよう維持管理していくとともに、身近な公園等の拡充と有効活用を図ります。

#### 【 具体的事業 】

##### ■公園の整備 《都市計画課》

市内には、大小の公園が150箇所以上設置されています。今後は、不足している地区への配置・整備を図ります。

##### ■ポケットパークの設置<sup>31</sup> 《都市計画課》

主要な交差点や辻、道路や河川沿いなどに、整備後の残地などを活用し、ポケットパークの設置を進めます。

##### ■公園の維持・管理 《市民、都市計画課》

子どもから高齢者まで、誰もが安心して公園を利用できるよう、遊具や防犯灯の維持管理や植栽の剪定、清掃等を行います。また、住民参加による公園の維持管理を促進します。

##### ■防災公園としての機能の充実 《都市計画課》

地域の防災拠点としての公園づくりに取り組み、公園への防災設備等の設置を行います。

## 2. 親しめる水辺をつくる

### (1) 現況と課題

本市の御勅使川や釜無川の河川敷等は人々の憩いの場所となっています。また、伊奈ヶ湖周辺や、遊・湯ふれあい公園、滝沢川公園、秋山川すももの郷公園、ほたるみ橋公園等には水と親しめる空間があります。

30 市民緑地制度：都市緑地法に基づく制度で、1995年の法改正により創設された。土地の区域、必要な施設の整備、管理の方法、管理期間、契約に違反した場合の措置等を契約事項として定めることとされている。

31 ポケットパーク：街の一角などにもうけられる小公園。

今後は、湖沼、河川の水質の向上を図りつつ、親水空間の整備や維持管理、市民が安全に水に親しむ機会の提供等に取り組みます。

## (2) 目標達成への取り組み

### ① 親水空間の整備、水とのふれあいの機会の創出

河川沿いの公園や湖沼の親水空間の整備や維持管理を行います。人々が水に親しめる機会の創出を図ります。

#### 【 具体的事業 】

##### ■公園の親水空間の整備、維持管理 《道路整備課、都市計画課》

市民等が安全に水に親しめるよう、河川沿いの公園等の親水空間の整備、維持管理を行います。

##### ■県民の森の整備 《農林振興課》

県民の森伊奈ヶ湖周辺は憩いの場として広く利用されています。安全に散策等ができるよう維持管理を行うとともに、環境教育の場として利用します。

##### ■水生生物による水質調査 (再)《教育委員会》

県は、児童等の参加を得て、河川に住むさまざまな生物（カワゲラ、サワガニ等 30 種の水生生物）の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業を実施しています。児童等のこの事業への積極的な参加を促し、河川生態系と清流の確保に関する環境教育を進めます。

## 3. 農の緑を守る

### (1) 現況と課題

経営耕地面積が年々減少する一方で、耕作放棄地の割合は増加しています。また、担い手の高齢化も著しく、今後、本市の農業をどのように維持していくか、大きな課題になっています。

市民アンケートからも、10年前と比べた環境の変化について、「悪くなったと思う」項目として「農地の保全状況」を選択した人が、38.3%で最も多くなっています。また、自然環境分野で重点的に進める施策として、6割近い市民が「遊休農地の利用」を挙げています。

## (2) 目標達成への取り組み

### ① 優良農地の保全

一団のまとまりのある農地や、生産性の高い農地等について、原則として転用を防止し、その保全を図ります。また、各種団体等への支援を行い農業の保護を行います。

#### 【具体的事業】

##### ■農振農用地の保全 《農林振興課》

農地法及び農振法等に基づき、農地の転用を規制します。

##### ■各種団体等への支援 《農林振興課》

農協等の団体の活動や、環境保全型農業に取り組む営農活動に対し、支援を行います。

### ② 遊休農地の活用

年々増加する遊休農地に係る情報を収集し、現況を把握するほか、都市住民や市民に農業機会を提供し、遊休農地の有効活用を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ■遊休農地と担い手に係る情報収集、活用促進 《農林振興課》

農地流動化推進員を窓口として情報を収集し現状を把握、活用を促進します。

##### ■農業機会の提供 《農林振興課》

農業への関心、健康増進や生きがいづくり等の市民ニーズの発掘、及び、中山間地域での都市と農村との交流を目的として、クラインガルテン<sup>32</sup>の運営を行います。

##### ■中山間地域の農業への支援 《農林振興課》

中山間地域集落の農地の保全への取り組みを支援します。また、急傾斜地など復元が困難な遊休農地については、農地としての利用を第一義としつつ、林地化、特用林産物生産用地としての活用等、適切な土地利用を検討します。

32 クラインガルテン：ドイツで盛んな200年の歴史をもつ農地の賃借制度で、日本語に訳すと「小さな庭」。実際には、市民農園と呼ばれるほか、レジャー農園、ふれあい農園などいろいろな愛称で呼ばれる。クラインガルテンは、都市部に住んでいる人がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの様々な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園と位置づけられている。

### ③ 農業の振興、担い手の育成

観光と組合せた農業体験事業、ブランドづくり、認定農業者の育成などを通じ、農業の振興と担い手づくりに取り組みます。

#### 【 具体的事業 】

##### ■グリーンツーリズムの推進 《事業者、農林振興課》

観光と組み合わせた農作業体験イベント等を実施します。

##### ■地元特産品の開発 《事業者、農林振興課》

地元のサクランボを使ったジャムづくりなど、ブランドづくりを推進します。

##### ■認定農業者の育成・支援 《農林振興課》

プロフェッショナルな農業者の育成と、地域農業の維持と発展に取り組みます。

#### 【 各主体の役割 】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 花壇や生垣の設置に努めます。</li><li>・ 敷地内の緑化に努めます。</li><li>・ 地域で取り組む公園の維持管理などに積極的に参加します。</li><li>・ きれいな水の重要性や水生生物について理解を深め、子どもへの環境教育に取り組みます。</li><li>・ 地元の農産物を購入するなど、地産地消に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用に取り組みます。</li><li>・ 敷地内への花木の植栽、緑化に努めます。</li><li>・ 果樹観光やグリーンツーリズムの発展に取り組みます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 親水空間の維持管理を行います。</li><li>・ 街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。</li><li>・ 身近な公園の整備・充実に努めます。</li><li>・ 雑木林等の保全と活用策を検討します。</li><li>・ 農業者や農業団体への支援を行います。</li><li>・ 都市住民や市民に対し、農業機会を提供します。</li></ul>

## 【環境指標】

項目	現在値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
一人当たりの都市公園の整備面積	5.6㎡	6.1㎡	10.0㎡
一人当たりの身近な公園の整備面積	3.3㎡	3.3㎡	5.0㎡
公園や子どもの遊び場に関する満足度	33.9%	40.0%	80.0%
住んでいる集落の街並みが美しいと回答した市民の割合	34.3%	44.3%	50% 以上
農業就業人口	5,359 人	4,824 人	4,630 人
農業生産法人数	9 団体	14 団体	14 団体
遊休農地の比率	8.5%	6.1%	6.0%
市場占有率が全国 10 位以内の農産物の作物数	2 作物	2 作物	2 作物
山梨県特選農産物認証産品の出荷額	2,400 百万円	2,500 百万円	2,500 百万円
山梨県の特産品認証数	36 品目	36 品目	40 品目
「汗かき農園」区画利用率	66.7%	100.0%	100.0%
1 契約者あたりのクラインガルテン年間滞在日数	123 日	130 日	150 日
認定農業者数	336 名	350 名	380 名



市内のサクランボと果実を使ったジャム

## 第4節 歴史的・文化的資源を保全し、自然と調和した景観づくりに取り組むまち

### 1. 優れた山岳・自然景観や眺望景観を守り、まちづくりに活用する

#### (1) 現況と課題

本市には、南アルプスの美しい山岳景観をはじめ、数多くの自然景観資源が分布しており、四季折々の変化に富んだ美しい風景をみせています。

また、高台からは甲府盆地や富士山、八ヶ岳などが一望され、眺望に優れています。

滞在者アンケートからは、南アルプス市のイメージとして、「自然が豊か」(73.9%)、「雄大・荘厳」(46.1%)が一位、二位を占めており、山岳景観が「南アルプス」の名を冠する本市の特色であり、魅力であるということが出来ます。

本市のもつ豊かな山岳・自然景観を後世に伝えるため、自然環境の厳正な保全と環境に配慮した施設等の整備・活用が求められています。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ① 南アルプスの風景遺産の厳正な保全、活用

本市が誇る南アルプスやその前衛の山々の自然・景観資源を厳正に保全し、後世に継承していくための取り組みを進めます。また、市民や観光客など、多くの人々に景観的にも「南アルプスのまち」を強く印象づけ、より親しんでもらえるよう取り組みます。

#### 【 具体的事業 】

##### ■自然や景観に配慮した施設整備 《観光商工課、道路整備課、都市計画課》

自然公園内の施設については、自然と調和した色彩にするなど景観に配慮した施設整備を図ります。

##### ■芦安地区の魅力づくり 《市民、事業者、観光商工課、道路整備課、都市計画課》

南アルプスの玄関口である芦安地区について、まちなみ景観の向上など、南アルプスの玄関口であることを意識させるような魅力づくりを図ります。

##### ■南アルプスの良好な眺望場所の整備 《観光商工課、みどり自然課、道路整備課》

夜叉神峠周辺及び駐車場やアクセスルートの維持管理や整備を行います。また、南アルプス林道沿いにある「御野立所」についてもシャトルバスの運行等、観光客の通年利用が可能となる仕組みづくりを検討します。

### ■南アルプスに誘う玄関口や道路景観の魅力づくり

《市民、事業者、道路整備課、都市計画課》

中部横断自動車道インターチェンジ等の玄関口、南アルプスへの主要なアクセス道路については、まちなみ景観の向上を図ります。

### ② 優れた眺望景観の保全、活用

市内には南アルプスばかりでなく、甲府盆地や富士山の眺望がすばらしい場所があります。そのような眺望場所を魅力的な観光スポットとして生かしていくための取り組みを行います。



ループ橋からの眺望

### 【 具体的事業 】

#### ■優れた眺望場所の掘り起こし、整備 《市民、観光商工課、道路整備課、都市計画課》

市民からの公募等により、優れた眺望場所の掘り起こしを図ります。また、良好な眺望場所については、広場の設置やポイントを結ぶルートづくりを図ります。

#### ■眺望景観を妨げる要因の改善 《市民、事業者、道路整備課、都市計画課、建築住宅課》

市街地の高層建築物、工作物等、広告・看板等は一定の規制を実施するなど、山並み景観に配慮した施設整備を図ります。

## 2. 里山・集落景観を守る、継承する

### (1) 現況と課題

市ノ瀬台地から飯丘山の山麓に連なる里山は、富士山や甲府盆地の眺望に優れ、統一感のある農村景観を見せています。里山は薪炭林として利用されたり、山菜やキノコ採りの場になったりと、人々の暮らしと係わるなかで、その景観が形成されてきました。しかし、近年は人の手が入らずに放置されているところも見られます。

市内には、御勅使川の氾濫に対処するため放射状かつ分散的に形成された集落形態、古民家や蔵、土塀のある家並み、鎮守の森、屋敷林など様々な要素が組み合わさった特徴的な集落景観が残っています。古くから形成され、往時の面影を残す特徴的な集落地として、「西野の集落」、「加賀美の集落」、「曲輪田の集落」、「高尾穂見神社周辺の山村集落」などが挙げられます。

こうした人と自然の折り合いの中で形成されてきた景観を保全し、継承していく必要があります。

### (2) 目標達成への取り組み

#### ① 里山景観の保全、活用

森林整備計画に基づく森林の保全と適正な管理や市民参加による森の手入れなど、里山の景観維持に努めます。

#### ② 特徴的な集落景観の維持、継承

特徴的な集落景観を、本市のイメージを牽引する郷土景観として、周辺の里山や農地と一体的な保全に努めます。

また、古民家等の歴史的な建造物については、調査を実施し、適切な維持保全に努めます。

## 3. 歴史的・文化的景観を守る、継承する

### (1) 現況と課題

本市の歴史は古く、戦国時代の御勅使川治水技術に関連した歴史遺産を初めとする史跡・遺跡、社寺、古道、古民家などの歴史資源が数多く分布しています。しかし、それらに対して、人々の認識はあまり高くなく、十分に利用されているとは言えません。

歴史文化遺産の顕在化、積極的な保全と活用を図ります。

## (2) 目標達成への取組み

### ① 歴史的・文化的資源の保全、活用

本市の大きな特徴である数多くの歴史的・文化的資源の価値や魅力について再発見し、積極的な保全と活用を図ります。

#### 【具体的事業】

#### ■全国に誇る御勅使川の歴史遺産の保全と活用 《都市計画課、教育委員会》

「芦安堰堤」などの堰堤群、信玄築堤の伝承を持つ「将棋頭」や「石積出」、農業灌漑用水である「徳島堰」など、御勅使川の歴史遺産の保全を図るとともに、歴史公園化等の活用策を検討します。



石積出

#### ■豊富な遺跡・史跡の保全と活用 《都市計画課、教育委員会》

古長禅寺、物見塚古墳、六科丘古墳などのほか、城址や館跡などの史跡が数多くあります。また、鋳物師屋遺跡や市ノ瀬台地の古代遺跡群、戦争遺跡である「ロタコ」（旧御勅使河原飛行場跡）、「芦安堰堤」など多くの遺跡が広く分布しています。

これらの史跡、遺跡は、重要な景観資源であり、保全を図るとともに、案内板の整備や公園化により、資源の顕在化を図ります。

### ■歴史的建造物の保存 《教育委員会》

長谷寺本堂等の社寺建築、安藤家住宅や矢崎家住宅などの古民家といった歴史的建造物について、周囲の環境も含めた保存に努めます。

### ■古木、大木の保全と活用 《教育委員会》

三恵の大ケヤキ、古長禅寺のビャクシンなどの天然記念物に指定されている古木をはじめ、地域で親しまれている大木、古木の保全を図るとともに、案内板や休憩スペースの設置など、市民に親しまれる景観スポットとして顕在化を図ります。

### ■社寺の顕在化 《市民、教育委員会》

市内の数多くの社寺は、その建造物、鎮守の森や庭、社寺を中心に行われる祭りや行事などが一体となって、地域の心の拠り所として市民に親しまれています。祭りや行事の継承と、周囲の環境も含めた整備に努めます。

#### 【各主体の役割】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と調和した景観の形成に努めます。</li> <li>・歴史文化資源を大切にし、地域で一体となって保全と活用に取り組みます。</li> <li>・地域の祭りや行事を継承します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と調和した景観の形成に努めます。</li> <li>・歴史文化資源を大切にし、地域で一体となって保全と活用に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と調和した景観づくり、眺望の確保、眺望スポットの整備に取り組みます。</li> <li>・歴史文化資源を保全し、その活用策を講じます。</li> <li>・景観計画・景観条例を定め、景観づくりの方針やルール、体制づくりを行います。</li> </ul>

#### 【環境指標】

項目	現在値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
住んでいる集落の街並みが美しいと回答した市民の割合	34.3%	44.3%	50% 以上

## 第5節 循環型社会・低炭素社会づくりが進むまち

### 1. 循環型社会づくりを進める

#### (1) 現況と課題

本市のごみの排出量は、平成17年度までは、人口に比例して増えてきましたが、その後横ばいから減少に転じています。一人一日当たりの排出量も平成17年度以降減少しており、県全体の平均と比較しても少なくなっています。

しかしながら、我が国全体の問題として、発生する廃棄物の量は膨大であり、処理施設の不足、莫大な処理コスト、不法投棄などが社会問題になっています。

アンケートの結果からは、重点的に進める施策の地球環境分野で、「ごみの減量と分別によるリサイクルの推進」が市民で60.6%、事業者で66.4%と最も高くなっています。また、児童・生徒アンケートでは、日頃の行動で「いつもやっている」「時々やっている」こととして、85.4%の子ども達が「ごみをきちんと分別する」を選択しており、市民や事業者ばかりでなく、子ども達の間でも、重要な取り組みとして位置づけられていることが伺えます。

本市では、自治会等と行政が連携して、ごみの分別収集、資源ごみの回収が行われています。また、NPOや多くのボランティア団体がリサイクル活動に取り組んでいます。今後もこのような動きを促進するとともに、市民や事業者、行政の日常的な取り組みを促進し、循環型社会の構築を図っていく必要があります。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ① 廃棄物の発生抑制

容積比で多くの部分を占める容器包装ごみ、重量比で大きい生ごみなどの廃棄物の発生抑制に努めます。

##### 【 具体的事業 】

##### ■ マイバッグ運動等の推進 《市民、事業者、環境課》

マイバッグ運動を継続、拡大するとともに、使い捨て商品や過剰包装を断る等の運動を進めます。

## ■生ごみの堆肥化の推進 《市民、環境課》

市民が行う、ぼかしを利用した生ごみの堆肥化を支援するほか、生ごみ処理機の購入に対し支援します。

## ■グリーン購入<sup>33</sup>の推進 《事業者、管財契約課》

市の物品調達において、グリーン購入を進めるとともに、市民生活、事業活動におけるグリーン購入の普及を進めます。

### ②リユースの推進

ある人には不要になった品物でも、別の人にとっては、有効利用が可能なものもあります。廃棄される前に、再利用する仕組みづくりに取り組みます。

#### 【 具体的事業 】

## ■リユースステーションの設置可能性調査 《環境課》

十分使用可能でありながら不要となった機器や品物を持ち込み、必要な人が再利用するリユースステーションの設置に向けた調査等を行います。

## ■保育所での子供服リユース 《市民、保育所》

サイズが合わなくなった子供服等を親同士が簡単に交換できるようなシステムを構築し、ごみの減量化に取り組みます。

### ③リサイクルの推進

現在、自治会等と協力し、資源ごみの回収を行っていますが、今後（仮称）リサイクルセンターの整備をはじめ、ごみの分別の周知徹底、「3R 活動」の推進などを通じて、ごみの減量化と再資源化を一層進めていきます。

#### 【 具体的事業 】

## ■リサイクルの推進 《市民、事業者、環境課》

自治会と連携し、資源ごみの回収を行います。

33 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。

## ■リサイクルステーションの設置 《環境課》

資源の有効活用を図るため、今後地区との協議を行い、リサイクル率の向上を目指し、搬出方法の検討会を立ち上げます。



3Rは、**Reduce**（リデュース）、**Reuse**（リユース）、**Recycle**（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

- Reduce**（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること
- Reuse**（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること
- Recycle**（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

**3R** 活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするものです。

（出典：3R 活動推進フォーラム）

## ④廃棄物の適正処理

本市では、一般廃棄物を主に可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源物の4つに分けて、回収、処理、資源化に取り組んでいます。自治会や事業者、行政が連携し、廃棄物の適正処理に取り組めます。

### 【 具体的事業 】

## ■一般廃棄物の収集運搬 《環境課》

家庭から排出されるごみを品目ごとに収集日を決め定期的に収集します。併せて、ごみ出しのルール、マナー、分別方法などに関する普及・啓発を進めます。

## ■ごみ分別排出の徹底 《市民、事業者、環境課》

地域との連携によりごみの分別を促進し、一丸となつてごみ出しのルールを徹底します。

## 2. 低炭素社会づくり<sup>34</sup>を進める

### (1) 現況と課題

現在、公共施設への新エネルギー導入が積極的に進められています。また、市内の事業者の中には、新エネルギーの取り組みで見学者を集める企業もあります。地球温暖化対策に身近なところから取り組む市民も多くなってきました。

事業者アンケートでは、地球的規模の環境問題について、66.4%が関心があると答え、そのうち97.4%が「地球温暖化」に関心があると答えています。

また、児童・生徒のアンケートでも、関心がある環境問題として「地球温暖化によって気温の上昇や海の水位があがること」が61.8%で最も多くなっています。

本市の19年度の二酸化炭素排出量は、一人当たり7.12tと県平均の7.70tよりも少なくなっています。NPO等の活動から考えると市民の意識も比較的高いと考えられますが、低炭素社会づくりは世界的に大きな課題であり、新エネルギーの導入等にさらに意欲的に取り組んでいく必要があります。

### (2) 目標達成への取り組み

#### ①公共施設への新エネルギーの率先導入

平成22年7月現在、学校教育施設8カ所に太陽光発電設備を設置しています。また、学校以外の公共施設に太陽光発電設備を設置しているところが3カ所、風力発電設備が1カ所、太陽光と風力のハイブリット発電設備が1カ所あります。今後も、公共施設で率先して新エネルギーの導入を図ります。

#### 【具体的事業】

## ■公共施設への新エネルギー導入 《地球温暖化対策室、管財契約課等》

庁舎等への太陽光発電設備の設置、公用車へのBDF（バイオディーゼル燃料）<sup>35</sup>の利用等、新エネルギー導入に取り組み、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

34 低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ、二酸化炭素の排出量の少ない社会。

35 BDF：Biodiesel Fuel。菜種油、大豆油などの新油や廃食用油（てんぷら油など）などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。

## ■教育施設への新エネルギーの導入・環境教育への利用

《地球温暖化対策室、教育委員会》

平成22年度中に8校において、太陽光発電設備を導入する予定です。二酸化炭素排出量削減と同時に、設備を利用した地球温暖化問題等に関する子どもたちへの環境教育も実施します。

## ②水力、バイオマス<sup>36</sup> エネルギーの利用

本市は、南アルプスを背後に抱えており、落差と流量のある河川等小水力発電に適した箇所があります。また、果樹地帯からは、剪定枝等のバイオマスエネルギー源が排出されます。小水力発電施設の設置やバイオマス利用実証実験を行います。

## ■小水力発電<sup>37</sup>の導入 《地球温暖化対策室》

平成21年度、芦安の金山沢川に小水力発電施設が設置されました。今後も新規の小水力発電施設整備に向けた調査を行い、導入箇所を増やしていきます。

## ■バイオマス利用に向けた調査 《事業者、地球温暖化対策室》

トマトの加温施設において、バイオマス燃料の燃焼実験を継続します。今後は、削減する二酸化炭素排出量のクレジット認証取得についても検証し、カーボン・オフセットの取り組みを推進します。

## ③省エネルギーの推進

平成21年度、市は「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市庁舎等の施設から排出される二酸化炭素の量を平成19年度と比較して、平成26年度までに6.0%以上削減するとしています。市は率先して、新エネルギーの利用と同様に省エネルギーの推進にも取り組み、情報を積極的に提供し、市域全体で取り組みが進むよう普及啓発を行っていきます。

36 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーはCO<sub>2</sub>の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

37 小水力発電：再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法。

【 具体的事業 】

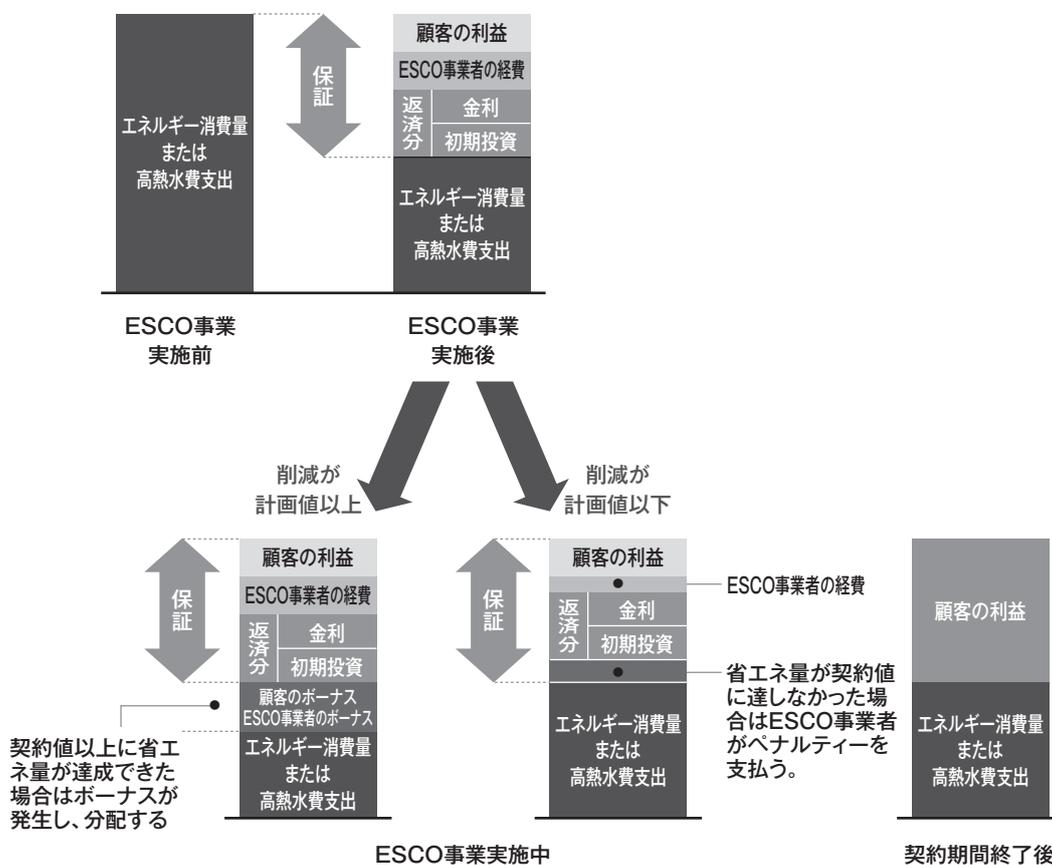
■地球温暖化対策実行計画の推進 《地球温暖化対策室》

市が率先して、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。市民や事業者の一層の省エネ行動の引き金になるよう、取り組み結果を公表するなど広報活動も併せて実施します。

■E S C O<sup>38</sup> 事業の導入調査 《地球温暖化対策室、管財契約課》

市庁舎公共施設等の省エネと経費削減のため、省エネルギー診断を実施します。エネルギー使用量の削減余地の大きな施設では、将来的なE S C O事業の導入を視野に入れます。

図 6-1 エスコ事業の概要



出典：esco 推進協議会ホームページ

38 ESCO 事業：Energy Service Company の略称で、民間の企業活動として省エネルギーを行い、ビルオーナーにエネルギーサービスを包括的に提供する事業。具体的には、省エネルギー改修工事のなかの、工事形態のひとつに過ぎないが、省エネルギー量を保証するパフォーマンス契約を結ぶ点が特徴。ESCO 事業者はビルオーナーに対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。その報酬として、ESCO 事業者は、ビルオーナーの省エネルギー効果（メリット）の一部を受取る。ESCO 事業は、国の省エネルギー政策とも合致した新ビジネスとして注目されつつある。

■家庭・事業所における省エネルギーの取り組み推進 《市民、事業者》

一人ひとりが環境意識を高く持ち、身近なところから省エネルギーに取り組みます。また、事業所においては組織的な取り組みを進めます。

■緑のカーテン事業 《市民、事業者、地球温暖化対策室、みどり自然課》

ゴーヤ、アサガオなど蔓性の植物をカーテン状に育て、冷房費の削減と二酸化炭素排出量の削減を図ります。住宅、事業所、公共施設等様々な場所で取り組み、環境に配慮した生活の普及を図ります。

④新エネルギー・省エネルギー等の普及拡大

身近になってきた新エネルギーや重要性を増している省エネルギーの取り組みをさらに普及するために、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

■廃食用油のリサイクル 《市民、事業者、地球温暖化対策室》

現在、市内のNPOが行政との協働により、廃食用油の回収に取り組んでいます。精製されたBDFは、市の不法投棄監視車両等に利用されています。こうした取り組みが広く認知され、継続、拡大していくよう連携の輪をさらに強く、大きくしていきます。

図 6-2 廃食用油回収事業の流れ



■太陽エネルギー利用システム導入への支援 《地球温暖化対策室》

住宅用太陽光発電、太陽熱利用機器導入に対し支援します。余剰電力の固定価格買い取り制度の実施、太陽光発電設備の価格低下により、今後さらに導入が進むと考えられるため、一層の普及を図ります。

## ■新エネルギー・省エネルギーに関する普及啓発

《事業者、地球温暖化対策室、教育委員会》

事業者が提供する見学会、学校での環境教育、市のホームページ、広報紙でのPR等、様々な機会を捉えて新エネルギー・省エネルギーに関する普及啓発を進めます。

## ■国内排出権取引の普及啓発 《市民、事業者、地球温暖化対策室》

国が主導する「J-VER 制度」<sup>39</sup> や「国内クレジット制度」などの国内排出権取引制度を積極的に活用し地球温暖化対策を行います。また、取り組み内容等について広く周知を行い、事業者や市民の環境意識向上に努めます。

### ⑤交通のグリーン化

本市では、公共交通機関が発達していないこともあり、自家用自動車の保有率が高く、そのため、運輸部門における二酸化炭素排出量は33.6%で、産業部門の35.0%に次いで高くなっています。このため、公共交通の活性化、カーシェアリング導入調査、自転車利用の促進等に取り組み、市域全体で運輸部門から排出される二酸化炭素量の削減を図ります。

#### 【 具体的事業 】

## ■コミュニティバス<sup>40</sup>の運行 《事業者、政策推進課、みんなでまちづくり推進課》

本市では、平成22年4月から3年間にわたり、市コミュニティバスの実証運行をはじめました。他の公共交通機関との連携を図り、利用しやすい交通環境を整えます。また、利用状況を検証し利用の促進を図ります。

## ■カーシェアリング導入調査 《事業者、地球温暖化対策室、管財契約課》

公用車を市民や事業者と共有するカーシェアリング事業の導入に向け、市公用車の稼働率、自家用車保有状況等の調査を行います。また、経済性、二酸化炭素排出量削減、公共交通活性化など、カーシェアリングが持つ様々な効果について検証を行います。

39 J-VER 制度：国内のプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。企業等がCO<sub>2</sub>排出量削減が困難な部分について、他者が実現した削減分（クレジット）を購入することで排出量の埋め合わせをする。一方、排出削減・吸収活動実施事業者は、クレジット売却により活動の資金を得ることができる。

40 コミュニティバス：地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行し、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバス。現状では、バス不便地域を運行、主に高齢者や障害者の足の確保、中心市街地の活性化、環境負荷の軽減などを目的として運行されている。

## ■自転車利用の促進

《市民、政策推進課、地球温暖化対策室、みんなでまちづくり推進課、道路整備課》  
公共交通機関と連携したサイクルアンドライド<sup>41</sup> や、カーシェアリングと連携した自転車利用促進策導入について調査研究します。

### 【各主体の役割】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R活動を実行するとともに、自治会の資源物収集などに協力します。</li> <li>・ 環境にやさしい商品の購入に努めます。</li> <li>・ 買い物ではマイバッグを使用します。</li> <li>・ 生ごみの堆肥化を進めます。</li> <li>・ 日々の生活で省エネルギーを徹底します。</li> <li>・ 設備等の更新にあたっては、省エネルギー機器、新エネルギー機器の導入に努めます。</li> <li>・ 自家用車の利用を控え、短距離なら自転車や徒歩での移動に努めます。</li> <li>・ 日常生活と地球環境の繋がりについて理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装をしないようにします。</li> <li>・ 再利用・再資源化しやすい商品の開発や販売に努めます。</li> <li>・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの遵守と普及に取り組みます。</li> <li>・ オフィスでのリサイクルに取り組みます。</li> <li>・ 事業活動での省エネルギーを徹底します。</li> <li>・ 設備等の更新にあたっては、省エネルギー機器、新エネルギー機器の導入に努めます。</li> <li>・ CSR<sup>42</sup>の一環として、環境活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの分別などに関する各種普及啓発を行います。</li> <li>・ 3R活動を率先実行するとともにその普及を進めます。</li> <li>・ 生ごみの堆肥化を進めます。</li> <li>・ 地球温暖化対策に率先して取り組みます。</li> <li>・ 日常生活や事業活動で取り組める地球温暖化対策等について普及啓発を行います。</li> <li>・ 公共交通の活性化、自動車利用の削減に取り組みます。</li> </ul>

41 サイクルアンドライド：自動車の利用を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えること。

42 CSR：Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

【環境指標】

項目	現在値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
粗大ごみ量	405.3t	400.0t	300.0 t
廃棄物のリサイクル率	17.7%	18.6%	20.2%
公共施設における CO <sub>2</sub> 排出量	7,328t	6,884t 以下	6,478t 以下
自然エネルギーの活用による 発電量	138,926kWh	1,197,000kWh	1,365,000kWh
路線バスを利用していると回答 した市民の割合	8.9%	9.0%	9.1%
バスなどの交通機関の便利さに関 する市民の満足度	12.4%	12.5%	12.6%
公用車の低公害車導入率	22%	31%	50% 以上



太陽光パネル（若草小学校）

## 第6節 環境教育と協働のまちづくり

### 1. 協働の取り組みを推進する

#### (1) 現況と課題

市民活動センターに登録されている団体のうち、環境保全に取り組むグループは10団体あります。また、登録はされていないものの活発に活動する団体もあります。本市の環境に関する市民活動は総じて活発であると言えます。

今後もこうした活動の普及と活性化を図りつつ、行政とも連携した取り組みを進めることにより、人と自然が響き合う南アルプスのまちづくりを市民主体で進めていく必要があります。

#### (2) 目標達成への取り組み

##### ①協働によるまちづくりの普及、推進

市の事業への市民等の参画を促し、また、市民等が抱えている課題やアイデアの吸い上げを図り、行政と市民等との協働事業の可能性を広げます。

#### 【具体的事業】

##### ■協働事業公募・提案制度の実施 《みんなでまちづくり推進課》

市が実施している事業あるいは今後実施する事業のうち、市民、市民団体及び事業者が事業への参画や受託ができるものについて、市が協働のパートナーを募集し、市民、市民団体及び事業者が持っている、地域の課題解決に向けた思いやアイデア、ネットワークを生かします。

#### 平成22年度採択協働事業

事業区分	事業名	協働を行うパートナー
公募事業	大和川水辺と桜並木の風景づくり事業	・曲輪田地区 ・みどり自然課
提案事業	源花壇咲く咲くプロジェクト	・商工会源地区咲かそう会 ・みどり自然課
	廃油回収事業 …みんなで進める地球温暖化対策	・NPO「協働で素敵にまちづくり南アルプス共和国」 ・地球温暖化対策室
	南アルプス市食のセーフティネット創造事業	・NPOフードバンク ・福祉課

## ■協働事業の推進《市民、みんなでまちづくり推進課、市民活動センター》

市民活動センターを拠点として、情報や場所の提供を行い、市民の活動を促進、支援します。

### ②連携の輪づくり

市内には環境保全に取り組む団体が多くあります。個別の取り組みをつなげ、情報を共有する中でより効果的な活動へと結びつくよう体制づくりを行います。

## ■南アルプス市環境市民会議（仮称）の開催《市民、事業者、地球温暖化対策室、環境課》

環境保全活動に取り組むNPOやボランティア団体が一同に会する機会をつくれます。活動報告・意見交換等する中で横の繋がりを強化し、事業者・行政とも連携・協働した取り組みを進めます。

## 2. 環境教育・学習を進める

### （1）現況と課題

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。私たち一人ひとりが原因者であり、私たち自身あるいは将来世代がその影響を受けるという認識を持つことが必要です。

このため、環境問題の正しい理解を深め、環境保全意識を醸成するための環境教育・学習がより重要になっています。

市民アンケートの結果では、「環境教育分野」において、重点的に取り組む施策として、「こどもへの環境教育の充実」を最も多くの人を選択しています。

### （2）目標達成への取り組み

#### ① 学校における環境教育の推進

次代を担う子どもたちへの環境教育は、大量生産、大量消費、大量廃棄社会システムから脱却し、持続的な社会を構築していく上で必要不可欠です。市内の小中学校における環境教育の充実を進めていきます。

#### 【 具体的事業 】

## ■各教科や総合的な学習の時間を利用した環境教育の実施 《教育委員会》

各教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間において環境教育に取り組みます。

### ■自然体験教育の充実 《市民、教育委員会》

野外活動や農業体験などを通じて児童等が自然とふれあう機会を設け、発達段階に応じた自然体験教育の充実を図ります。

### ■リサイクル活動の実施 《市民、教育委員会》

各学校でアルミ缶、古紙などを児童等が回収し、リサイクルします。

### ■ペットボトルキャップの回収 《市民、教育委員会》

NPOの事業に協力し、ペットボトルのキャップを回収します。リサイクルで得た収益は途上国へのワクチンの贈呈にあてられます。リサイクルの輪の広がりや環境教育を兼ねた取り組みを進めます。

図 6-3 ペットボトルキャップ回収事業の仕組み



出典：山梨放送

### ■ユネスコ・スクールへの加盟と持続発展教育（ESD）の推進 《市民、教育委員会》

先進的に自然保護に取り組む学校や国際交流を積極的に進める学校を中心として、ユネスコ・スクールへの加盟を目指し、持続発展教育について研究します。

## ② 環境情報、環境学習機会の提供

環境問題の正しい理解や自主的な取り組みの推進のためには、正確な情報や十分な学習機会を提供していくことが必要です。広報紙やインターネットなどの媒体を通じて、あるいは、シンポジウムや講演会など様々な機会を見つけて環境に関する情報を広く提供するとともに、市民や事業者のための学習機会を設けます。

【各主体の役割】

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自然とふれあう機会や家庭での環境について話し合う機会を設けます。</li> <li>・環境問題への理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報を収集し、職場研修などの実施に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における環境教育の充実に努めます。</li> <li>・様々な媒体、機会を通じ、環境情報、学習機会の提供を行います。</li> </ul>

【環境指標】

項 目	現 在 値	目標(平成26年度)	目標(平成32年度)
地域活動へ参加した市民の割合	58.5%	63.0%	68.0%
自治会活動などの地域活動に関する満足度	29.0%	33.0%	38.0%
自治会に加入している世帯の割合	76.9%	77.4%	77.9%
認証NPO法人数	30 団体	36 団体	38 団体
地域美化活動参加者数	16,482 人	19,107 人	26,614 人
アダプトプログラム参加団体数	17 団体	27 団体	39 団体